

社会福祉法人真宗協会取引先慶弔見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人真宗協会の取引先への慶弔見舞等について、その範囲や金額などを統一し、取引先との有効な関係維持を目的とするために定めるものである。

(慶弔の範囲)

第2条 慶弔見舞の範囲は次のとおりとする。

- 1) 代表者本人の結婚
- 2) 社屋の落成
- 3) 社長就任（理事長就任）
- 4) 創業記念（周年祝賀行事を行う場合）
- 5) 死亡（香典）
- 6) 災害

(慶弔金金額)

第3条 法人が支出する金額の上限は別表1の通りとする。

(物品の贈呈)

第4条 前条に規定する金額と同程度の品物を贈ることにより、慶弔見舞金に代えることができる。

(心得)

第5条 職員は、取引先の慶弔についての情報を入手したときは速やかに法人本部に報告すること。贈呈に当たっては相手の意向を十分に尊重し、相手が受け取りを辞退したときは贈呈を差し控える。

(基準外の対応)

第6条 取引先との関係や世間水準などから、この規程に定める基準を適用しない方がいいと考えられるときは、理事長の決裁を得て別途見舞金を決定するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日より施行する。

附則

令和 6 年 3 月 7 日一部改正、同日より施行する。

別表 1

慶弔範囲	金額上限
<u>1) 代表者本人の結婚</u>	<u>1 0, 0 0 0 円</u>
<u>2) 社屋の落成</u>	
<u>3) 社長就任（理事長就任）</u>	
<u>4) 創業記念（周年祝賀行事）</u>	
<u>5) 死亡（香典）</u>	
<u>6) 災害</u>	<u>3 0, 0 0 0 円</u>